

昭和 33 年

分類	款	項	目	節
	A	6	2	0
保存	永		昭和 年 月まで保存	
	年 保存		昭和 年 月まで保存	

件 名

建設委員会関係

冊 の 号

議 会 課

昭和33年

款

A

項

6

目

2

節

0

件名

建設委員会関係

冊の号

昭和

永

年月

まで保存

登録番号

第 号

議会課

(保存文書背表紙)

乙

土木委員会

日時 昭和三年六月十九日午前九時

場所 福生町役場

出席議員

瀬古清彦

村尾四郎

西村光久

清水孝一

村尾権吉

田村利一

説明に出席した者

町長

助役

土木課長

土木主任

協議事項

一 河道松下申請件

土木課長説明

申請人アサノール株式会社

申請地数 一五七坪ニ

左記条件に依り、松下のことに決定する

1. 付替道路は後功后町のえきの附すること

2. 松下価格は坪当り一五〇円とする

3. 新堰橋補強につき相当額(金額希望)を負担し頂くこと

4. 私有地に対する道路は工務所管又は事業停止等に伴い借賃契約解除の場合に接続する道路を工務側で設置すること。

右件に依り会社側と談合する。

工場長 新設の道路は長徳寺の所有につき寺側は差支えず貸付る事についているが

町長 事業を継続する限り新設は無条件で公共の使用に供すること

寺代り松下に道路ける事業停止した場合に松下価格を以て町へ返還して

町道として復旧することとする。 もう一面寺側と交渉する。

工場長 松下価格は承知する。

町長 橋件は他の二、三の工場も関係するが他工場も負担して頂くが妥当である

いかん、本社では何分の負担は承知している。原則として町に主眼には賛成する。

改修の場合は中員を若干拡張し現在のラカンが内巾位と致さないが、設計は水道局でやるが、

設計は水道局でやるが、

町長 南台のことがあるとしてそうした場合がよい

工場長 下調べは私の技術家にやらせる

町長 全額負担とは多社だけといふ意味ではない

町長 町として負担は考えている

工場長 町4項については寺側と交渉してから処置する。

町長 十九日に建築の審議会があるが松下見込書を頂くない

町長 見込書は町で支える

二、町道松下について(談合)

本件については請願は採記することとする。

基本計画というみ合せて、かんきつ順位を決め、財源をみ合せて工事は行ふと云

ふことに決まる

三、養道敷松下申請について

本件は補助道ニ跡、改修に伴い養道敷で昭和十九年四月に松下申請が提出されているものである。

申請より払下げることに決まじし。払下価格は坪当り一五〇円とする(当時の買収価格)
四、福生牛渡から西道に至る農道改修工事について

延長 四七二米 巾 寛 七米

おきいせる役敷地が三角形に残りる部分をおつくりすること。

坂の部分は余り勾配が急にならぬよう善処すること。

その他については側技師に一任することに依り工事を施行することに決まじする。

五、町営住宅敷地の件について中間報告

六月三日に関係耕作者については坪当り五五〇円を以て承諾して頂くと。

元地主田村半十郎氏については二、三回中に交渉して承諾を得よう努める。

六、町道~~福生~~敷地貸子について

福生町原ヶ谷戸三三番地先(五坪)

申請人 原ヶ谷戸町内会長 米田有則

理由 町内所有手働消防ポンプ格納庫とを接続夜警用灯敷地

東京都西多摩郡福生町役場

東京府立総合資料館蔵

建物構造 木造瓦葺葺 一棟 三坪

本件は従来井上氏の土地にあるが同氏の業拡張のため返還を要望されてゐるものである。

貸付は無料とする。いつでも返還させることの出来るよう処置をよく

貸付くも差支えることに決まじ。

七、道路改修について要望

村尾種吉議員から左に通り要望あり。

福生町福生七三番地先(巴パン店前)から市五二番地先迄の道路改修並に新

設について側要望あり。

助役 一応測量はすることになつてゐるので何んとか考えない

終了、午前十一時四十五分

右の通り相違なきことを認するためここに署名する。

昭和三十一年八月十六日 福生議会土木委員長

土木委員会々議概要

一日 時 昭和三年八月廿九日午後九時

二 場所 於福生町役場會議室

三 出席議員

瀨古清孝 西村光人 高橋彦市 村尾稔吉

清水市市 村尾四郎 田村利一 森田謙吉

四 出席者(町側)

町長 秋山謙二 町役川窪金吉 兼議長 高木求 技師 侯佳吉

協議事項

一 銀河通り、富士見通り舗装工事の入札について

本件については左記の通り決定した

指名該負人 田村建設 西松建設 内組 大成建設、浅沼組

現坊説明 八月六日午後十時

入 八日午前十時（土木委員会）

尚富士見通りの残り二四〇米（後）による舗装工に（これは予算等の戻
りもあるが）と区とは別とする。

一本の仲りの側溝改修と甲蓋が不設並に路面改修につく（該願）

指差す附願が提出されたからと云つて当該の業が優先するとは考えられ
先に該願陳情等が提出されているの業はどうするか

町の基金本針の事業が根本から崩れるのではなか。

右のようない意見が多数あり。

瀨 右 指差す附願が提出されていることも一応加味して考えてやる必要はある

助役 この側溝は造築の際地えから十五万円の寄附願があつたが十万円しか
入金してゐたため甲蓋が出来なかったでここに改めて五万円の寄附願
をしてエると施行して頂かないと云ふ意味ではよいかと考えられる

瀨 右 当初この工事は地えで十万円の寄附するからと云つて来たが当時の

東京都西多摩郡福生町役場

土木委員会としては、それでは工事が出来ないので十五万円の要求をした
ところが地えが非協力で田村幾太郎氏が撤去してと云ふと思はれる
その附金は十万円しか入金してゐない。

公益貨金をもち田村幾太郎氏の甲蓋の代金も当時少い土木では
公益貨金の負担分しか受領してゐるようである。

森田 右 交通量からみて中員が狭いので甲蓋をかけてこれをカバーしな
ければならぬ。この必要道路として考えなければならぬ。

村尾 右 町で造った側溝が流れないといふことは技術がすすんでゐた
かと思はれる。今後このようない問題が起つては甚だ迷惑である。今後のた

めにも側溝の底を上げることは現地をよく視てからにして頂かない

助役 今迄の路線等にも該願等も必要あればこそであるが
いつとも交通量が多いため道路と云ふことをよく考えよう。昇降等も併
せて考えねばならぬが何んとか新規財源をみ出して施工したいと考え

ている。

右の結果甲蓋はかけることを現地をみる。

現地視察の結果溝底をよく掃除し縦断勾配を測つてみることに

その結果勾配が充分あれば流水は出来はするとの結論あり。

一併送致松下申請について

申請通り出来ると承認することに決ま

えおれ金は当時の買収価格とする。

但し認可を止めた一先の併送致については隣接地主の田村幸太郎氏の承諾を得ることに。

一排水側溝設置認可の願について

本件については現地調査の結果左に通り決定した。

延長が長く且勾配が緩いため流水の完全な期に難く今後衛生上の問題となるおそれがあることを認可の出来を要い。

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

但しこのまま放任して置くことは出来ないので、この側溝計画に基づき測量設計と工費等の負担について申請人と話し合を要すること。

一区画整理内一筋未完成分道路の処置について

本件についてはいずれ解決しなければならぬ問題ではあるが家屋の移転又は取こわし等の問題もあり、予算上の関係もあるため、地元の協力も頂かないと目途が立って頂かない。

その他

一昭和三十三年分都営住宅建設について

このことについて議長より次より報告があった。

都営武蔵野線二丁目五番地え木造第一種都営住宅四戸を建設するから協力して頂きたいと地方長から議長宛依頼文書があった。

二、市外電話ケーブル施設について

より、また梅岡市外電話ケーブル施設と併せて新設するに
許可のうえ敷き込み旨電達通信局長より照会あり

本件についてはいよいよ今後の問題があるが、町長助役土木委員長
之会で申請者より詳細につき聴取すること。

3、南地区内河道路改修測量完了につき

本件につき測量結果計画線については承認を得た。

但し施工については設計書が出来たら改めて予算算等の関係が
あるので協議することに決ま

終了午後一時〇分

右より相違ないことを認めるに署名する。

昭和三十一年七月二十八日

福生町議会土木委員長

(印)

東京都西多摩郡福生町役場

土木委員会

日時 昭和三十一年八月八日 午前十時五十分

(神事入札終了後開催)

場所 福生町役場第一会議室

出席議員 瀬古清三 村尾徳吉 清水子市 西村光久

町側出席者 川窪助役 上村末課長 猪俣主任

一、公衆浴場排水溝につき

七月二日の土木委員会の決定に従って測量をした結果を発表

本件については申請人による費と全額負担とを戴くこと。

工事施りに当るは地先の了解を得ること、なら差支えなく旨決定せり。

但し工事費の担については瀬古委員長から申請人に対し、大体五十万円を申し入れ、現在
もってこれにその返金がある旨委員長から報告あり。

二、仲新道路側溝工事につきは改修の件

右の件 七月十八日の決定により、由なる測量とみた結果発表

設計金額一五万内 内甲蓋一三、七〇〇円 底上げ一三、〇〇〇円

この側溝は實際の流水が思より底上げとされればさうする、旨委員長から発言あり、
本件については随意契約として施工し甲蓋工費を以て請負を底上げの分については業
者にサービスさせること。

終了、零時一分

土木委員会

一日時、昭和三十一年八月二十七日 午前十時五十分

(仲新道側溝甲蓋架設工事)
入札終了後

一 場所 福生町役場会議室

一 出席者

議員 瀬古清蔵 村尾四郎 高橋彦市 西村光人 清水与市

町側 町長 秋山誠一 助役 川窪金吉 土木課長 高水 求

土木主任 猪俣清吉 建築係 遠塚幸吉

協議事項

一、富士見通り路面舗装工事区間の延長方について(請願)

課長説明 申請人 渡井明 源沢老平

延長 一四〇米

委員長説明 本年度土木予算は僅少で現在着工の工事と中福生の
の継続以外は予算がない